

事業者様向け FCF 推進フォーラム ご説明資料

【名称】 一般社団法人 FCF 推進フォーラム (Felicitous Common use Format Promotion Forum)

【URL】 <http://www.fcf.jp>

【目的】 FCF を活用した、ID 認証カードの普及促進・各会員のビジネス活性化・顧客へのサービス向上を目的とした非営利団体

【発足】 2004 年 2 月 《法人化》2014 年 10 月

【会員】 FCF の主旨に賛同する事業者で構成

【会員一覧】 Webサイトに掲載 <http://www.fcf.jp/forum/member.html>

【活動】 フォーラム内活動

- * 総会(原則年 1 回)
- * 運営委員会(原則月 1 回)
- * 有志会員による分科会活動(キャンパス向け仕様提案など)
- * セミナー活動(同上)
- * 展示会参加 他

会員による営業活動は、各会員の責任のもとで行うものであり、フォーラムは FCF 採用によるいかなる損害に関しても一切責任を負いません。

【会員種別と権利】

K会員 :FCFの発券事業者でFCF搭載 FeliCa カードのO、1次発行を行える。下記P会員/一般会員の権利も有する。

P会員 :K会員からの委託に基づき、FCF 搭載 FeliCa カードの二次発行を行える。下記、一般会員の権利も有する。

一般会員 :FCF に関する情報に基づき、お客様に対応アプリ・システムを提供できる。また、FCF 空き領域への追加サービスコードを登録可能。

- * 「サービスコードの登録」とは、各会員が持つ FCF 対応サービスの内、ID 情報以外にメモリ領域を利用するものに関して、事前にフォーラムに対してその名称と内容を連絡し、フォーラム内での管理コードを取得することを指します。

【入会資格 (P/一般会員共通)】

1. FeliCa 技術をビジネスに活用される事業者であること
2. フォーラムの定める会員規約を承諾・遵守されること

【入会資格 (P会員のみのみ)】

3. K会員のいずれかと FeliCa 関連のお取引があること または今後お取引される具体的な計画があること
4. すでに FeliCa カード二次発行事業の実績があること

【退会時の制約確認事項】

退会に際しては「制約確認事項」があります。[FCF A-01] FCF推進フォーラム会員規約第8条第4項をご参照ください。

【事務局】 〒110-0015 東京都台東区東上野 6-18-17 カーサミナガワ 4C FCF 推進フォーラム事務局

【お問い合わせ】:E-mail: office@fcf.jp

【別途資料】:併せて下記資料をご参照ください。

[FCF G-01] お客様向け FeliCa 共通利用フォーマット ご説明資料

※共通フォーマット推進フォーラムHPの“FCF とは”に公開している資料をご参照ください。

[FCF A-01] FCF推進フォーラム 会員規約

[FCF A-03] FCF推進フォーラム 入会申し込みについて

[FCF A-04] FCF推進フォーラム 入会申込書

以上